

2024年度
地域密着型 認知症対応型共同生活介護
整備事業者公募要項

2024年8月
須坂市

1 募集の趣旨

須坂市では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように「須坂市高齢者いきいきプラン(第十次老人福祉計画・第九期介護保険事業計画2024年～2026年度)」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

認知症対応型共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについて、2025(令和7)年度に、新設または増設により1～2ユニットの整備を計画する事業者を募集します。

本公募は、より良いサービス提供が期待できる事業者を選定し、適切な事業運営を行っていただくことにより、サービスの質の向上を図るとともに、公平性・透明性・客観性を確保する観点から公募を行うものです。

2 募集概要

- (1) 整備年度 :2025(令和7)年度
- (2) 開設年度 :2026(令和8)年度
- (3) 施設の種類の種類 :地域密着型 認知症対応型共同生活介護(予防含む)
- (4) ユニット数 :2 ユニット ※1ユニットの定員は9人とする。
- (5) 事業所数 :1 または2事業所
※1 ユニットの開設または増設の場合は、2事業所
※2ユニットの開設または増設の場合は、1事業所
- (6) 募集地区 :市内全域

3 応募要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 応募する時点において、1年以上の介護保険事業の運営を行っている法人であること。
- (2) 高齢者福祉に関して、高い見識と熱意を有し、質の高いサービスを提供する事業所を目指し、本市の福祉向上に積極的に寄与する意思のある事業者。
- (3) 事業所の建設、設備の準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを提供できる事業者。
- (4) 事業計画は、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法、関係法令及び関係条例等を遵守したものであること。
- (5) 事業所の指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、計画期間における施設整備の完了(竣工)と、速やかな開設が見込まれる計画であること。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項(地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項)及び第115条の12第2項(地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項)の規定に該当しないこと。
- (7) 地方税及び国税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその団体の構成員の統制の

下にある団体でないこと。

4 整備予定地等の要件

(1) 整備予定の土地・建物は、法人等の所有であるか、又は事業継続に支障のない必要十分な期間、賃借できることが确实であること。

あらかじめ購入等により予定地を確保する必要はありませんが、確認書や覚書その他予定地の確保を確認できる文書等が必要です。

(2) 予定地に第三者の抵当権その他施設を存続する上で支障となり得るような権利設定がないこと。

5 整備費等の補助

(1) 「須坂市地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金交付要綱」に適合する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 補助金の概要

① 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 補助額

【新設の場合】 1施設当たり 36,600千円以内

【地域密着型サービス施設との合築・併設の場合】

1施設当たり 36,600千円×1.05以内

イ 対象経費

整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(用地取得費、家屋撤去・造成等に要する付帯的経費、設備整備費を除く)

② 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

ア 補助額 1施設当たり 定員数×914千円以内

イ 対象経費

開設等に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費、委託料等
ただし、開設前の6月間に係る経費に限る。

(3) 補助申請について

交付内示時期が未定であるため、補助申請及び工事着工の時期については、事業予定者として決定した事業者と別途協議するものとします。ただし、補助金を活用した場合の工事着工の時期はこの限りではありません。

(4) 留意事項

① 当該補助金は、「長野県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金交付要綱(以下、「県要綱」という。)」に基づいた補助内容、補助金額であり、2024年度以降に変更になる場合があります。

② 設置予定地の選定にあたっては、県要綱では、災害レッドゾーンにおける施設等は補助の対象外となっています。また2023(令和5)年度以降は、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等についても補助の対象外となっています。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における整備については、安全上及び避難上の対策が講じられていることが補助の条件となる予定です。

- ③ 補助金の活用を希望する事業者は、須坂市が補助金の交付を決定する前に入札の公告など事業着手することはできません。交付決定前に着手した場合は、補助対象外となります。
- ④ 補助事業を行うために締結する契約等は、一般競争入札に付するなど須坂市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければなりません。
- ⑤ 補助金を受けて整備した後、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、補助金の返還が必要になる場合があります。

6 事業者公募スケジュール(予定)

時 期	内 容
2024年8月1日(木)～	公募のおしらせ(広報及び市ホームページ)
2024年8月1日(木)～ 9月20日(金)	公募申請受付
2024年10月21日(月)午後	現地調査・ヒアリング 事業計画案説明(プレゼンテーション)、審査会
2024年11月上旬	選定結果の通知
2025年度中	整備開始
2026年度	サービス開始

7 応募受付期間及び提出先並びに問い合わせ先

- (1) 2024年8月1日(木)～9月20日(金)までの土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえ、ご来庁ください。
- (2) 須坂市役所 健康福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係 担当 滝澤 和美
〒382-8511 須坂市大字須坂 1528番地の1
電話 026-248-9020(課専用) ファクシミリ 026-248-7208
Eメール korei@city.suzaka.nagano.jp

8 指定予定事業者の選定方法

- (1) 事業計画案説明(プレゼンテーション)
応募事業者には、地域密着型サービス拠点等整備事業者選考審査会(以下「審査会」という。)において事業計画案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを行います。
時間、会場は、募集期間終了後、応募事業者に改めてご連絡します。
- (2) 指定予定事業者の選定
指定予定事業者の選定は、審査会において審査し、決定します。
決定後の計画の変更は、原則として認められません。なお、審査の結果、選定事業者な

しとする場合もあります。

9 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

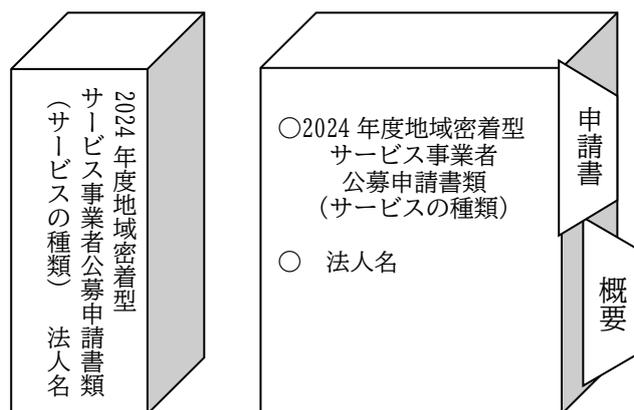
(1) 公募申請に関する提出書類

- ① 提出書類一覧【様式1別紙】のとおり(正本1部、副本9部を提出)
- ② 応募に関して必要な経費は、応募者の負担となります。なお、応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 公募申請書提出にあたっての注意事項

- ① 公募申請書の各様式は須坂市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。
- ② 提出書類の記載内容が異なることのないようにご注意ください。なお、副本は正本の写しとしてください。
- ③ 公募の書類のほか、市が必要と認めたときには別途参考書類の提出を求める場合があります。
- ④ 書式の枠については、必要に応じて伸縮してください。行間、文字数、余白等については自由に変更して構いませんが、大きさはA4版に統一して可能な限り両面印刷にする。なお、A3サイズとなる場合は、A4サイズに折り畳む。
- ⑤ 提出書類一覧表【様式1別紙】の項目順番ごとに、右端に文字表記のインデックスを付けて左側綴りとし、バインダーやファイル等で綴じてください。
- ⑥ 契約関係書類など契約者同士で原本を保管するものは、応募に際しては写しの提出で構いません。
- ⑦ 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

※提出書類の綴じ方の参考例



10 留意事項

- (1) 他の事業者が応募した内容等に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (2) 建築(用途変更・改築等)が可能であることを、事前に県・市等の関係機関と十分に協

議を行ってください。

- (3) 関係資料等に重大な不備あるいは虚偽事項の記載があった場合には、失格又は選考を取り消す場合があります。
- (4) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (5) 指定予定事業者として選定した後に辞退が生じると、本市の計画自体に大きな支障を来す恐れがあります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みを持って応募してください。
- (6) 指定予定事業者として選定された後、その権利を他者に譲渡することは認めません。
- (7) 本公募によって選考された場合であっても、介護保険の規定による市の指定が確定したものではありません。介護保険法の規定により必要な市の指定申請に係る手続きを別途行う必要があります。

11 審査結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。

また、選定された指定予定事業者については、市ホームページで公表します。

12 質疑および回答

応募に関しての質問は、【別紙2】により随時受け付けし、回答します。なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、市ホームページで回答書を公開します。

13 【参考】地域密着型 認知症対応型共同生活介護 人員基準

(須坂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年須坂市条例第33号)抜粋)

地域密着型 認知症対応型共同生活介護従業者の員数

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保され

- ていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。
 - 6 前項の計画作成担当者は、規則で定める研修を修了している者でなければならない。
 - 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
 - 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
 - 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に規則で定める研修を修了している者を置くことができる。
 - 10 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老

人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

- 11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第1項から第 10 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

管理者

第 111 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

公募申請に係る提出書類一覧

1 公募申請書等

	提出書類等	様式	提出書類
公募申請書等	(1)須坂市地域密着型サービス事業者公募申請書	様式1	
	(2)公募申請に係る提出書類一覧	様式1別紙	
	(3)地域密着型サービス事業計画概要書 No1	様式2-1	
	(4)地域密着型サービス事業計画概要書 No2	様式2-2	
	(5)整備費内訳	様式2-3	
	(6)法人の概要・沿革	様式3	
	(7)役員名簿 理事会・役員会等の過去1年間の開催状況・議事内容等	様式4-1	
	(8)評議員一覧表	様式4-2	
	(9)事業計画提案書	様式5	
	(10)法人代表者・管理者等予定者の経歴書	様式6	
	(11)事業日程	様式7	
資金計画	(12)資金計画書（開設当初の運転資金を含む）	様式8	
	(13)借入金返済計画書（元金、利率、期間、金融機関名等）	様式9	
	(14)収支シミュレーション（積算根拠を含む）	様式10	
	(15)預金残高証明書（自己資金分、応募提出日前1か月以内に発行されたもの）	写し	
建物等	(16)開設予定地の位置図、土地・建物の現況がわかる写真		
	(17)建物計画図（平面図、配置図、立面図） ※各室の面積、廊下幅、方位、縮尺等記入 ※建物を新築しない場合は平面図のみ		
	(18)開設予定地の土地・建物の登記簿謄本（登記事項証明書） （提出日前3か月以内に発行されたもの）	写し	
	(19)開設予定地及び建物を貸借（購入）する場合、貸借期間が記載されている貸借（売買）契約書もしくは確約書	写し	
	(20)地域・近隣住民説明状況調書	様式11	

2 法人の概要に関する書類

	提出書類等	様式	提出書類
法人の概要	(1)法人登記簿謄本(登記事項証明書) (提出日前3か月以内に発行されたもの)	写し	
	(2)法人の定款または寄付行為(最新のもの)	写し	
	(3)給与規程(最新のもの)	写し	
	(4)就業規則(最新のもの)	写し	
	(5)収支予算書(直近1年分)	写し	
	(6)決算報告書(貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、 付属明細書、キャッシュフロー計算書)※直近3年分	写し	
	(7)県及び市の指導検査・監査に係る指摘文書及び改善報告書 ※直近3年分の全ての運営する介護サービス	写し	
	(8)国税の納税証明書その3の3(法人税、消費税及び地方消費税) (提出日前3か月以内に発行されたもの)	原本、 写し	
	(9)地方税の納税証明書(法人住民税、法人事業税、固定資産税) (提出日前3か月以内に発行されたもの)	原本、 写し	

※提出書類欄に○を付けてください。